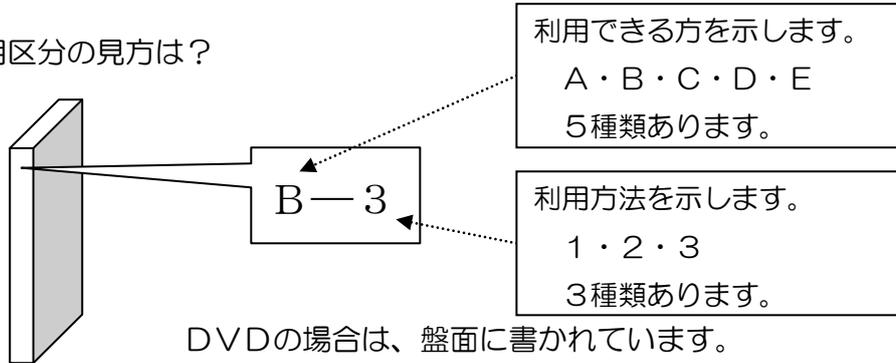


【利用区分について（詳細説明）】

◇利用区分ってなに？

聴覚障害者向け映像ライブラリー作品は、著作権法によって保護されています。  
一つ一つの作品に、利用できる方、利用方法が決められており、その標記が  
「利用区分」です。

◇利用区分の見方は？



◇利用区分が書かれていない作品は？

利用区分制度が始まる前の作品等には、利用区分が書かれておりません。  
その場合は **C-1** の扱いになります。

◇利用できる方の区分 [ 借りられる= ○ 借りられない= × ]

利用される方（借りる方）			ラベル・盤面に標記の アルファベット				
			A	B	C	D	E
個人	1	身障手帳交付を受けた 聴覚障害者・児、保護者	○	○	○	○	○
	2	身障手帳交付を受けていない 聴覚障害者・児、保護者	○	○	×	○	×
	3	聴覚障害者福祉活動従事者（健聴者）	○	×	×	×	×
団体	4	聴覚障害者関係の団体、学校、施設	○	○	○	×	×
	5	その他の社会福祉施設、公共施設	○	×	×	×	×

◇利用方法の区分 ※参加者から費用徴収する場合は、利用できません。

利用方法（作品の使い方）	数字の区分		
	1	2	3
個人視聴	○	○	○
集団視聴（サークル内、授業内 など）	×	○	○
大会等での上映（聴覚障害者対象の非営利のもの）	×	×	○